

○ 総務省 告示第一号  
国土交通省

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年 総務省 告示第一号）の一部を次のように変更し、令和五年七月一日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき公表する。

令和五年六月三十日

総務大臣 松本 剛明  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>三 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項</p> <p>1 地域公共交通特定事業について</p> <p>地域公共交通特定事業としては、具体的には、軌道事業、バス事業及びタクシー事業、海上運送事業の運送サービスの質の向上を図る軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、事業構造の変更を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための鉄道事業再構築事業、廃止の届出がされた鉄道事業の再生を地方公共団体等の支援により図る鉄道再生事業、廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービス提供事業者を選定し、地域旅客運送サービスを継続する地域旅客運送サービスを継続事業、貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る貨客運送効率化事業、地域公共交通の利用者の利便を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う地域公共交通利便増進事業がある。</p> <p>地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点から、各々の事業の特性や、地域における公共交通の利用状況、他の公共交通事業への影響、人口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で、地域公共交通計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、当該計画に記載するものとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 道路運送高度化事業に関する留意事項</p> <p>道路運送高度化事業については、次の点に留意する必要がある。</p> <p>○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第七号に掲げる事業については、バス事業の高度化と併せて、道路管理者、公安委員会等が講ずる走行円滑化措置が行われることが必要で</p>	<p>三 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項</p> <p>1 地域公共交通特定事業について</p> <p>地域公共交通特定事業としては、具体的には、軌道事業、バス事業、海上運送事業の運送サービスの質の向上を図る軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、事業構造の変更を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための鉄道事業再構築事業、廃止の届出がされた鉄道事業の再生を地方公共団体等の支援により図る鉄道再生事業、廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービス提供事業者を選定し、地域旅客運送サービスを継続する地域旅客運送サービスを継続事業、貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る貨客運送効率化事業、地域公共交通の利用者の利便を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う地域公共交通利便増進事業がある。地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点から、各々の事業の特性や、地域における公共交通の利用状況、他の公共交通事業への影響、人口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で、地域公共交通計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、当該計画に記載するものとする。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 道路運送高度化事業に関する留意事項</p> <p>道路運送高度化事業については、バス事業の高度化と併せて、道路管理者、公安委員会等が講ずる道路交通の円滑化に資する措置が行われることが必要であり、また、連節バスの導入に当たっては、通常車両の場合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共団体、国、道路管理者、公安委員会等の連携及び協力を得ること</p>

あり、また、連節バスの円滑な導入に当たっては、通常車両の場合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共団体、国、道路管理者、公安委員会等の連携及び協力を得ることが不可欠であることから、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密な協議を行う必要がある。

同号口に掲げる事業については、単に新技術を導入するだけでなく、地域のニーズや課題に的確に対応し、かつ、運送サービスの質の向上が図られるものとなるよう、地方公共団体等とも十分に連携することが望ましい。

同号ハに掲げる事業については、電気自動車は、走行時において二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないことから地域の脱炭素化につながることはもとより、騒音及び振動の程度が低く、かつ、転倒防止につながる優れた移動手段であり、その静穏性を活かし、安全性の観点からも優れた移動手段となることも想定されるなど、地域全体の価値向上につながることを期待され、その導入する路線等の検討に当たっては、こうした走行特性や航続距離なども踏まえることが重要である。

2 (4) (9) (略)

が円滑な導入に不可欠であることから、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密な協議を行う必要がある。

2 (4) (9) (略)